

2021年8月12日

各 位

会 社 名 中小企業ホールディングス(株)
代表者名 代表取締役社長 岡 本 武 之
(コード番号 1757 東証第2部)
問合せ先 取 締 役 齋 藤 雅 彦
(Tel. 03-5775-2100)

当社株主に対する刑事告訴取下げに関するお知らせ

当社は、旧経営陣の下、当社の株主であるオリオン1号投資事業有限責任組合（以下「オリオン組合」といいます。）の無限責任組合員であるセノーテキャピタル株式会社（以下「セノーテ」といいます。）代表取締役岡本武之氏（2021年4月21日の当社の臨時株主総会にて取締役に選任され、現在当社の代表取締役です。）に対し2021年3月に刑事告訴（以下「本告訴」といいます。）を行っていましたが（2021年3月31日付けの当社ホームページNEWSにて本告訴は同月30日に捜査機関に受理された旨をお知らせしております。）、2021年8月10日開催の当社取締役会で本告訴の取下げを決議し、本日、捜査機関に取下書が受領され、本告訴の取下げがなされたことが確認できましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本告訴の概要

受 理 日：2021年3月30日

告 訴 人：当社

告 発 人：黒田高史氏、岩崎智彦氏

被告訴人：岡本武之

罪 名：詐欺罪、金融商品取引法違反

※告訴事実と同一の被疑事実について旧経営陣の黒田高史氏、岩崎智彦氏が告発人として告発を行っております。

2. 本告訴の告訴事実について

本告訴の告訴事実の概要は、岡本氏がオリオン組合を通じ、2020年2月の時点から、真実は当社の経営に参加し、あるいは経営権の獲得に向けた行動に及ぶ可能性があることを認識していたにもかかわらず、純投資目的であり当社の経営に参加する意図がない旨装って、当社をして、オリオン組合に対し、(i)2020年2月21日に第三者割当として当社株式625万株及び当社新株予約権30万9024個の割当てを行わせるとともに、(ii)オリオン組合が同年3月19日、同年4月20日及び同年6月19日に当該新株予約権の一部をそれぞれ行使することにより同組合に当社株式合計937万5000株を交付させたことが、詐欺罪（刑法第246条第2項）及び金融商品取引法第157条第2号、第197条第1項第5号に該当するというものです。

3. 本告訴取り下げの理由について

現経営陣としては、本件告訴は、オリオン組合による株主提案が否決されるように誘導する目的で旧経営陣により行われたものであって嫌疑はないと判断しております。また、岡本氏に本件告訴が行われたことが公表された状態で開催された本年4月21日の当社臨時株主総会において岡本氏の取締役選任議案、旧経営陣の解任議案がいずれも極めて高い比率で可決されていることから、岡本氏への告訴状態の解消は、当該株主総会において示された株主様の合理的な意思に適うものと判断いたしました。

4. 本告訴取下げに関する決議について

当社は、2021年8月10日開催取締役会で本告訴の取下げ議案を決議しました。

なお、当該議案の審議及び決議に先立ち、本件告訴及びオリオン組合による当社に対する株主提案等に関与していない第三者的な立場の弁護士より、本告訴取下げに関する当社取締役の善管注意義務上の問題の有無についての意見を取得しております。また、岡本氏は特別利害関係人として当該審議及び決議には参加しておりません。

5. 今後の見通し

当社による本告訴取下げはなされましたが、本告訴の被疑事件は、親告罪でなく、本告訴の取下げによって直ちに本件に関する刑事手続が終結するものではありません。本件に関する岡本氏の終局的な処遇は捜査当局及び司法の判断に拠ります。

6. 業績に与える影響について

本告訴取下げによって、当社の業績に重大な影響を与えることが判明した場合、適宜お知らせいたします。

以上